令和８年度　稲沢市地域自立支援協議会　第２回　こども部会　議事要旨

【日　時】令和８年 10 月１日（木）午後２時～午後３時 16 分
【場　所】稲沢市役所　東庁舎１階　会議室８
【出席者】こども部会委員５人　子育て支援課２人　事務局６人
【欠席者】２人

あいさつ
１　協議事項
（１）強度行動障害に関すること（事務局から報告）
　１）本人、家族、事業所への支援の仕組み、専門人材の活用
　・子どもの障害特性を踏まえたコミュニケーション方法に関する研修会（仮）の開催について

（２）障害児等に係る療育システム等に関すること
　１）関係機関の連携強化、意識統一等
委員Ａ　保育としてインクルーシブ以前は、障害児保育のガイドブックがあった。変更にともない、ガイドブックも作成し直した。インクルーシブは民間保育園もやっていくことで、底上げしたいと考えている。事例検討も以前から保育園では普通にやっている。民間保育園にも紹介しているが、進んでいかないので、担当者会で実際にやってみる。いろいろな考え方が出てくると支援の方法ももう少し広がることを実際に感じてもらえると思うので、どうしたら浸透していくか、毎年やりかたを考えている。ガイドブックについては、希望があればぜひお渡ししたい。

・福祉事業所見学会について（案）
　事務局から、福祉事業所見学会の実施案について説明
　保育園に所属する保育士を対象とし、事業所見学のみ行うコース①と事業所見学に加えて支援計画書を共有する時間を設けるコース②を設定し、令和９年１月から３月にかけて見学会を実施する案を提示

委員Ａ　前回、多数の応募に対し受入れしきれなかったため、今回はぜひリベンジしていただきたい。実際に通っている事業所に限定してもいいと思う。保育園の見学は、行事以外なら直接園に連絡していただければ問題ない。
委員Ｂ　見学の応募後に、事業所の承諾を受けてから３人を決定するのか。
事務局　先に事業所から受入れ可能人数や時間帯を聞き、その内容で希望者を募ることになると思う。

委員Ｂ　３人限定というわけではなく、もう少し増える可能性もあるのか。

事務局　事業所によっては３人以上の受入れ可となるかもしれない。しかし、規模の大きくない事業所もあり、コース②を選択されると時間もかかるためむずかしい場合もある。

部会長　コースを選べる設定にしたのはよかった。

事務局　これは見学者ではなく、事業所がコースを選ぶもの。コース②を選んだ事業所に見学だけ希望するのは問題ない。１回あたり３人以内というのは、県の運営指導での訪問人数を参考とし、事業所内スペースも考慮したものである。

委員Ｃ　受入れ側・見学側双方が良かったと感じれば継続もでき、内容もさらに充実したものになると思う。まずはこの形から始め、受入れていただく事業所に負担がない状態で見学できるといい。

２）サポートブックに関する協議

・活用促進について

委員Ｄ　情報共有と、サービスを受ける本人にとっては重要な資料となる。デジタルであればさらにいいが、まずはできる範囲でやっていけるといい。書くのは大変なのではさめる形式はとてもいいと思う。

部会長　私も保護者のかたとお話するなかで、書くよりも便利ということで、はさんで使っているかたが多い。

事務局　なのはなでは、にこにこ教室の終了後に配っているが、今のところほぼ100％で持ち帰っている印象。にこにこ教室のあとのフォロー教室で、書く時間を設けて一緒に書くということをしている。書くことの取っ掛かりを持ち、コツをつかむことで、進んで書けるようになっていく印象はある。書きかた説明の動画もわかりやすいが、意外と知らないかたが多い。先日、施設見学で学校教育課のかたがみえてサポートブックの紹介もしたが、現場の特別支援級の先生は知らなかった。いろいろな場で知っていただくことは大切だ。

部会長　この案で進めてよいか。（異議なし）

（３）医ケア児に関すること

１）ネットワークを活かした体制整備

・次回会議（令和８年 10 月 21 日）向けて

【医ケアネットワーク会議への薬局事業者の参加について】

部会長　地域のかたの状況を知っていただくには大事な場であるため、薬局が参加したいという意向を示していただいていることはありがたいし、参加することでネットワークが広がることは個人的にはいいと考える。

２　その他

・こども性暴力防止法について

事務局　児童クラブについて、法律上対応する義務を負う事業者ではないが、愛知県は公設公営の児童クラブも対象に入れていきたいという認識とされている。児童クラブのなかでありがちなグレーな行動を書き出し、気をつけることの共通理解を図るべきとして、行動指針みたいなものを施設長会などで整理している。

事務局　なのはなでは、研修動画のなかで身近な人に相談を促すようなことが出てくる。こども悩みごと相談フリーダイヤルを持っていることもあり、対応時の注意事項に初めて知るような項目があったので、これを相談員に周知しているところだ。

委員Ａ　保育士は人数が多く、やらなければいけないことを、どのようにしてもれなくやってもらえるかを考えている。動画をみるだけではなく、事例検討をする必要があるため、フルタイムの職員については３～５名のグループで、年間１事例は最低でもやることとし、それ以外にも演習資料を吟味し、確認テストも年１回必ずチェックする。職員の異動があるため、履歴書に最終動画視聴の日付を入れることで管理することにする。研修動画を視聴することも労働時間に含まれるため、勤務時間内に視聴するよう工夫している。新たに採用される人は、事前に視聴してもらっている。

委員Ｄ　実習に行く学生は、夏休み中にこの法律について動画を視聴してもらい、理解したらメールで返信をもらうようにした。全学生から返信はもらっているが、一人一人の理解度にはばらつきがあるため、後期授業に取り入れる予定にしている。

事務局　あま圏域の自立支援協議会が主催したこの法律の研修会で、日本福祉大学の教授から今の性教育の実態などの話があった。日本福祉大学では入学時に性犯罪歴の有無を申告してもらい、ある場合は教育課程に進めないことになっているそう。

委員Ｂ　親の会でも急ピッチで進めている。

部会長　通所支援事業所にも伝えていき、学んで対応していかないといけない。